

沖縄県個人情報保護審査会答申第83号 概要

①件名	実父（戦没者）及び叔父（戦没者）に関する第四回特別弔慰金以降の関係書類に係る不開示決定（不存在）に対する審査請求
②開示請求年月日	平成28年10月12日（受理：平成28年10月18日）
③実施機関	沖縄県子ども生活福祉部平和援護・男女参画課
④決定年月日	平成28年11月1日（子平第709号）
⑤決定内容	保有個人情報不開示決定（不存在）
⑥決定理由	保有個人情報の不存在
⑦審査請求年月日	平成29年1月2日
⑧審査請求の趣旨	開示請求文書について、写しの有無及び保存期間満了であれば、文書保存年限に関する法律等について、再度確認、審査してもらいたい。
⑨審査請求理由要旨	請求書類が破棄されているのであれば、廃棄文書一覧表等を確認するとともに、紛失、盗難、文書毀棄罪を念頭に審査して頂きたい。
⑩諮問年月日	平成31年4月22日（沖縄県諮問子第3号）
⑪答申年月日	令和元年8月19日
⑫答申内容	<p>○審査会の結論</p> <p>沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が行った、平成28年11月1日付け子平第709号による保有個人情報不開示決定については、存在が確認できた第八回特別弔慰金に係る送付状及び書留・特定記録郵便物等受領書の開示等決定をすべきである。</p> <p>○審査会の判断理由（概要）</p> <p>(1) 本件公文書の存否について</p> <p>ア 裁定通知書については、写しを取らず、市町村経由で請求者へ送付されるため、保有していない。</p> <p>イ 送付状については、保存期間満了のため廃棄されたと思われる。なお、第八回特別弔慰金分については、存在を確認できた。</p> <p>ウ 書留・特定記録郵便物等受領書については、保存期間満了のため廃棄されたと思われる。なお、第八回特別弔慰金分については、存在を確認できた。</p> <p>エ 廃棄文書一覧については、保存期間満了のため廃棄されたと思われる。なお、第八回特別弔慰金分については廃棄手続きを行っていないため、廃棄文書一覧は存在しない。</p> <p>(2) 妥当性の判断</p> <p>存在が確認された文書を除く本件公文書を保有していないとする実施機関の上記(1)の説明については客観的に証明できる記録はないものの、実施機関の理由説明に不自然、不合理な点があるとまでは言えず、実施機関の説明を否定するに足る事情も存しないことから、存在が確認された文書を除く本件公文書は不存在であり、実施機関の判断は妥当であると認められる。</p> <p>なお、存在が確認された第八回特別弔慰金に係る送付状及び書留・特定記録郵便物等受領書は、速やかに開示等決定をすべきである。</p> <p>(2) 付言</p> <p>本件審査請求は、平成29年1月2日付けで提出されており、約2年3ヶ月もの間、手続がなされていなかった。</p> <p>今後は、手続を迅速に行うよう改善を要望する。</p> <p>また、審査請求に係る手続が終了したと誤認することがないよう、事務手続の見直しに努めるよう要望する。</p> <p>なお、公文書については関係規定に基づく適切な処理が求められることから、今後は、沖縄県文書編集保存規程に基づく文書の保存及び廃棄の手続を遵守するよう要望する。</p>